

# 経営比較分析表（令和5年度決算）

愛媛県 愛南町

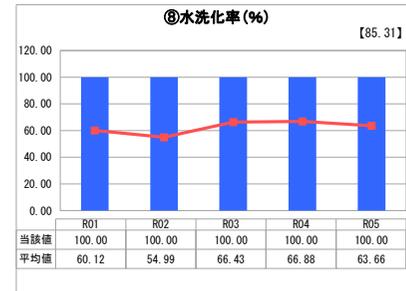
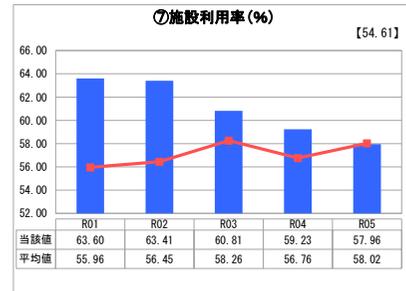
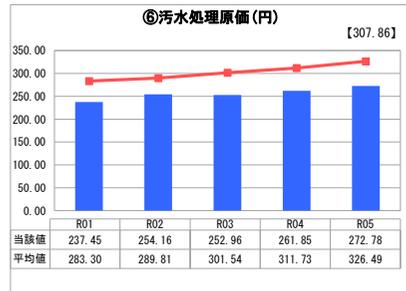
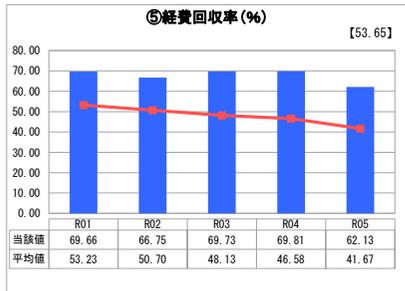
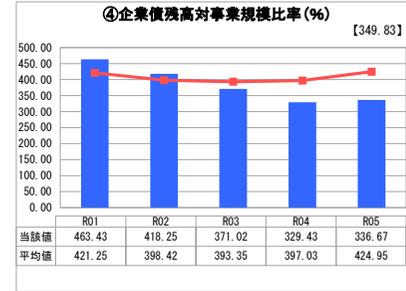
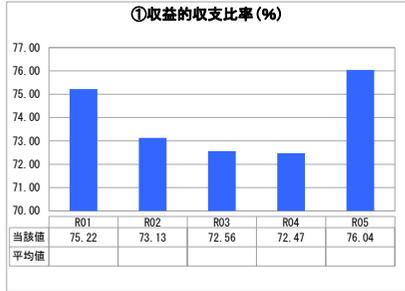
| 業務名        | 業種名          | 事業名        | 類似団体区分  | 管理者の情報                          |
|------------|--------------|------------|---------|---------------------------------|
| 法非適用       | 下水道事業        | 特定地域生活排水処理 | K3      | 非設置                             |
| 資金不足比率 (%) | 自己資本構成比率 (%) | 普及率 (%)    | 有収率 (%) | 1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円) |
| -          | 該当数値なし       | 18.48      | 100.00  | 3,670                           |

| 人口 (人)      | 面積 (km <sup>2</sup> )     | 人口密度 (人/km <sup>2</sup> )      |
|-------------|---------------------------|--------------------------------|
| 19,038      | 238.94                    | 79.68                          |
| 処理区域内人口 (人) | 処理区域面積 (km <sup>2</sup> ) | 処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> ) |
| 3,488       | 238.94                    | 14.60                          |

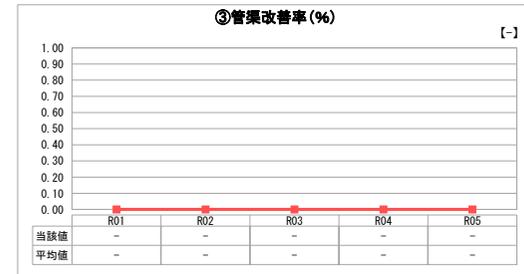
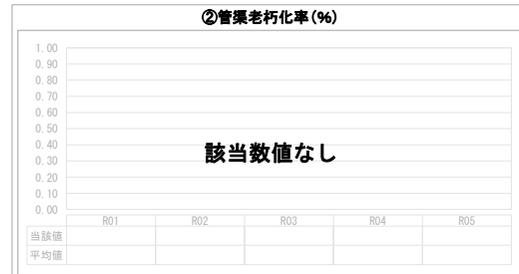
**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和5年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

本事業は平成22年度より開始した県下初のPFI方式による町営浄化槽整備推進事業であり、平成22年度から令和元年度までの事業期間終了後、令和2年度からは、令和11年度までの第2期事業を行っている。

【収益的収支比率】  
年々減少傾向であったが、令和5年度は前年度比で3.57ポイント増加している。これは令和6年度法適化に伴い、打切決算となったため、維持管理費の一部が未払金となり、総費用が減少したことが影響している。今後、地方債償還金が減少傾向で推移することが見込まれるため、収益的収支比率は、少し改善していくものと考えられる。

【企業債残高対事業規模比率】  
類似団体と比較すると高い水準で推移していたが、令和3年度以降は、低い水準で推移している。近年は新規整備基数が伸びているため企業債の新規借入は減少傾向にあり、今後もう少し減少していくものと考えられる。

【経費回収率】  
令和5年度は、前年度比で7.68ポイント減少した。これは令和6年度法適化に伴い、打切決算となったため、料金収入の一部が未収金となり、料金収入が減少したことが影響している。

【汚水処理原価】  
令和5年度は、前年度に続き類似団体の平均値を下回ったが、今後も新規整備基数の増加により、汚水処理費及び有収水量は、増加することが想定され、概ね横ばいの状態で推移するものと考えられる。

【施設利用率】  
近年は、類似団体平均値よりも高い水準で推移していたが、令和5年度は低い数値となった。今後も少子高齢化等の影響により処理水量の低下が見込まれることから、施設利用率も低下するものと考えられる。

【水洗化率】  
今後も、将来の少子高齢化による人口減少を見据えながら現在の状況を維持していく。

### 2. 老朽化の状況について

令和5年度は本事業開始から14年目となっており、年々プロフ及び本体の部品等の軽微な修繕が増加傾向にある。この修繕は、今後も増加すると見込まれ、浄化槽の躯体についても故障等による更新が発生することが予想されるため、将来を見据えた施設の長寿命化やライフサイクルコストの削減を図る計画的な維持管理、単年度の費用負担の増加を防ぐための施設更新の平準化等の実施を検討する必要がある（浄化槽の耐用年数については、平成26年1月国土交通省・農林省・水産省・環境省が策定している「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」通称3省マニュアル本編、資料編に浄化槽の躯体は30年～50年、機械7年～15年と明記されている。）。

### 全体総括

#### 【経営の健全化・効率性について】

本事業において、特に改善が必要と考えられるのは、収益的収支比率及び経費回収率である。この結果には、本事業に係る費用が使用料収入以外に賅われていることが顕著に表れている。

下水道事業については、住民の生活環境の向上及び公共水域の水質保全に資することを目的としており生活に必要な事業であることから、水洗化の普及促進や今後の状況に見合った使用料への見直しについても検討をしていく必要がある。

【老朽化の状況】  
近年は、修繕件数が増加傾向にあり、耐用年数の近づく今後はさらに収益を圧迫することが予想されることから、施設更新の計画的実施(平準化)や民間業者のノウハウや経験を活かし、定期的な維持管理を行い、経営改善に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。